

独自開発した工法の使用に関する規則

(NPO 法人三河自然素材家づくり研究会)

独自工法

- ・大臣認定取得工法（土壁パネル工法&室内専用杉板パネル工法）
- ・特許取得工法（オブリーク工法・化粧パネル工法・土壁パネル工法）
- ・その他、埋め立て柱工法・耐震パネル工法などがあります

1ー販売は全て三河自然素材家づくり研究会（当会と言う）を窓口とします。

2ー独自工法を使用するには当会への加盟が必要です。

準会員（個人会員・企業会員とも同じ）＝入会金 1 万円

（工法利用が目的の方＝工事完了後脱退）

正会員としての加入も出来ます＝企業会員（3 万円）・個人会員（2 万円）

正会員は加入金とは別に年間費 1 万円が必要となります。

3ー土壁パネル・化粧パネルを部品として販売はしません。

4ー材料だけの販売はします。

（ただし、注文を頂く時は詳細図面及びメンバー表を提出していただきます。）

5ー工務店・設計事務所等より直接受注 ＝ 特許等使用料無し

6ー工務店・設計事務所等より紹介頂き受注 ＝ 特許等使用料無し

7ー工務店・設計事務所等が当会以外の企業に施工依頼される時は、1 棟につき 30 万円

（税別）を頂く（大臣認定取得工法使用料・特許工法使用料として）。

8ー但し施工に当たり勉強をして頂きます。大臣認定取得工法には施工上の条件があります。

此の条件を勉強して頂きます、勉強は有料で指導します。もしくは当会で 1 棟以上（有料にて）現場の作業をしてもらう（1 日当り 13,000 円）。

講習だけのときは 2 日間で指導料として 5 万円（税込）

9ー1648 万円の家づくりは、当会にある設備・仕入れルート・仕入れ方法（業務提携）

があるから出来る単価だと自負しています。当会の現場見学や工場見学をして貰うと良いかと思えます。

10ー外窓には三協立山アルミサッシを使用していただきます。

11ー特許取得工法・大臣認定取得工法の無断使用は禁止されています。法律違反は遺憾です。

12ーその他

NPO 法人 三河自然素材家づくり研究会 **理事長 榊原勝己**

2011 年 2 月吉日